7・1 人材確保

7・1・1 日本人船員(海技者)の確保に関する活動

人材確保タスクフォース(TF)及び内航ワーキンググループ(WG)が中心となり、従前同様に船員教育機関(大学、高専、海技教育機構)とも連携し、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた広報活動等を行った。主な活動は以下の通りである。

1.大学(東京海洋大学海洋工学部•神戸大学海事科学部)関係

(1)1・2 年生向け講演会

優秀な学生に海技者を志望してもらうべく、当協会会員会社の船長・機関長、若手航海士・機関士による講演会を東京海洋大(平成27 (2015)年1月21日、23日:1、2年生対象それぞれ別枠)と神戸大(平成26(2014)年7月18日(1年生中心)、12月29日:1年生対象)でそれぞれ開催した。

(2)オープンキャンパスへの協力

東京海洋大(平成 26(2014)年7月25日、11月9日)と神戸大(平成 26年(2014年)8月8日)で高校生とその保護者等を対象にオープンキャンパスが開催され、来場者向けに設置された「相談コーナー」で船長が海運業界や海技者の仕事等に関する質問に対応した。

(3)3年生対象の講演会

東京海洋大(平成 26(2014)年 10 月 14 日)で海運業界の概要と海技者の仕事に関する 講演を開催、学生約 100 名(3 年生)が参加した。

(4)本船見学会

平成 26(2014) 年 7 月 23 日に 2 年生を対象とした日本郵船コンテナ船見学会(於:大井埠頭)を実施し、学生・教員等 10 名が参加した。

2.高専関係

(1)5 高専商船学科合同進学ガイダンス

中学生とその保護者、教師等を対象とした 5 高専(富山・鳥羽・広島・大島・弓削)商船 学科合同の進学ガイダンスを、文部科学省、国土交通省、富山・三重・広島・山口・愛媛・ 兵庫・宮城県各県の教育委員会と、全日本船舶職員協会、航海訓練所の後援を得て、 平成 26(2014)年6月28日に広島で、7月6日に横浜で、7月20日に神戸でそれぞれ 開催した。

ガイダンスは、高専教員による商船学科の概要・学校生活等の説明や、当協会会員会社に勤務する高専出身の現役航海士または機関士による講演、学校毎の相談ブースでの学校紹介・質疑応答等で構成。3会場合わせて188名の中学生や保護者等が参加した。なお、今回もガイダンス開催に先立ち、朝日中学生ウィークリー新聞に記事広告を掲載した。

(2)5 高専一人材確保 TF 連絡会

平成 26(2014)年度ガイダンスの結果と次年度ガイダンスの開催方針等について意見 交換すべく、同年11月19日に当協会会議室で実施した。

(3)5 高専と内航船社の情報交換会

高専側の要望に基づき、高専と内航各社の相互理解を一層促進すべく、平成 27 (2015)年2月6日に当協会会議室で開催した。5高専の教員7名と、当協会関係内航船社19社から32名が参加し、若手船員養成策や新人採用関連の問題等について、ざっくばらんな意見交換が行われた。また、情報交換会に先立ち今回初めて5高専教員向けに内航海運実務に関する勉強会を実施した。

(4)海事人材育成プロジェクトへの協力

5 高専の「海事人材育成プロジェクト」(平成 24(2012)年度~平成 28(2016)年度の 5 カ年事業)に対し、高専側要請に基づき、5 高専の教員向けに「乗船研修」及び「外航海運等の講演会」や「教育施設及び技術研究所視察調査」を実施し、5 高専の教員を受け入れるとともに、関連会合等に出席する等の協力を行った。

3.海技教育機構

(1)機構各校と内航船社の情報交換会

平成 26(2014) 年 6 月 3 日の東京会場での会合には機構本部、口之津・唐津海技学校、波方海技短大、海技大の教員と、当協会関係内航船社 18 社から 27 名が、同 11 日の神戸会場の会合には機構本部、小樽・館山海技学校、宮古・清水海技短大、海技大の教員と、当協会関係内航船社 16 社から 20 名がそれぞれ参加。若手船員養成策や、新人採用関連の問題等についてざっくばらんな意見交換が行われた。

(2)機構教員対象の内航海運実務に関する勉強会

先生方に内航海運の現状や運航及び荷役の実務等について知ってもらい、学生指導に役立ててもらうことを目的に、平成27(2015)年2月26日に内航WGメンバー3社が機構本部を訪問し、TV会議システムを通じて各校に説明を行った。

4.その他

(1) 荒川区立第三中学校「校内ハローワーク」に協力

平成26(2014)年10月4日、荒川区立第三中学校がキャリア教育の一環として毎年開催している「校内ハローワーク」に当協会会員会社の船長を講師として派遣し、海運業の重要性や船員の仕事、やりがい等について生徒に説明した。

(2)海運人材確保促進事業「お仕事フェスタ 2015」(愛媛県委託事業)に協力

平成 27(2015)年3月7日、8日に小、中、高校生とその保護者対象に将来の仕事を考えてもらうことを目的に開催されているイベント、海運人材確保促進事業「お仕事フェスタ 2015」(愛媛県委託事業)へ協力した。当協会は、愛媛県より協力要請を受け、展示・体験ブースを設置し、操船シミュレータ体験、子供用制服の試着、パネルの展示や事務局から船員業務についての説明等を行い、2日間で約300名が当協会ブースを訪れた。

(3) DVD・小冊子「海の上のプロフェッショナル」の増刷・配布 DVD 約 9,000 部、小冊子約 6,000 部を増刷し、関係機関の協力も得て広く配布した。

7・1・2 承認船員制度等に関する活動

日本籍船に乗り組む外国人船員には国土交通省の承認試験等が課せられるため、トン数標準税制導入による日本籍船の増加に十分に対応することが難しいと懸念され、当協会は『STCW 条約締約国が発給した資格証明書を受有している者に対しては、わが国の海事法令の周知のみにより承認証の付与(承認試験の廃止)』とするよう国土交通省に求めてきた。これを受け、国土交通省は平成20(2008)年8月「承認船員制度等の在り方に関する検討会」を設置し、平成20(2008)年11月にとりまとめが報告された。その後、同取りまとめに基づき様々な規制緩和がなされている。

(1)機関承認制度における対象校の認定について

適切な教育訓練を行っていると国土交通大臣が認定した諸外国の船員教育機関を卒業した者に対して、従来から実施している承認試験等の個々の能力確認を要せずに日本籍船に乗り組むことを認める制度。なお、同制度は成長戦略船員資格検討会(平成 23(2011)年 3 月最終とりまとめ)の検討結果に基づき導入したもの。

平成26(2014)年10月、国土交通省は機関承認対象校として船社から要望のあった東欧3カ国(ブルガリア・ルーマニア・クロアチア)の船員教育機関(4校)を現地調査し(当協会も同行)、平成27(2015年)3月に機関承認対象校として追加認定した。

【機関承認制度による認定船員教育機関】

- > ブルガリア: Nikola Vaptsarov Naval Academy
- ➤ ブルガリア: Technical University of Varna
- > ルーマニア: Constanta Maritime University
- ➤ クロアチア: University of Split

<参考:その他認定船員教育機関>

	認定日	対象国	認定船員教育機関		
	平成23(2011)年8月	フィリピン	Philippine Merchant Marine Academy	Maritime Academy of Asia and the Pacific	NYK-TDG Maritiem Academy
	平成24(2012)年6月	フィリピン	Bicol Merchant Marine College Inc	Cristal E-College	Holy Cross of Davao College
	平成26(2014)年3月	インド	Tolani Maritime Instutute	Maharashtra Academy of Naval Education and Training	Vels University School of Maritime Studies

(2) 実務能力確認制度における教育訓練施設の認定について

船長が就業する船社の教育訓練施設を予め国土交通大臣が認定しておき、当該施設において一定の教育・訓練を修了した船長が実務能力を確認した者については承認試験を省略する制度。

平成 27(2015)年 1 月、国土交通省は船社から要望のあった施設を現地調査し、平成 27(2015)年 3 月に現地調査した施設を実務能力確認制度対象施設として認定した。

【実務能力確認制度による認定教育訓練施設】

> インド: Bernhard Schulte Shipmanagement Maritime Training Center

<参考:その他認定教育訓練施設>

認定日	認定教育訓練施設				
平成23(2011)年10月	日本郵船株式会社	株式会社商船三井	川崎汽船株式会社		

(3)養成課程の一部 E-learning 化について

外国人船員(航海士)は、第三級海上無線通信士資格に相当する国際電気通信連合 (ITU)の締約国が発給する General Operator's Certificate (GOC)ないしは第一級海上特殊無線技士資格に相当する Restricted Operator's Certificate (ROC)を受有しているが、日本籍船に乗り組むためには公益財団法人日本無線協会(日無協)がフィリピン等で開催している船舶無線通信士養成課程(養成課程)を受講し、且つ修了試験に合格する必要があり、外国人船員にとっては他国籍船に乗り組む際にはない負担が課されている。

当協会は日無協と協議した結果、養成課程の一部 E-learning システムを具現化し、平成 26 (2014)年12月フィリピン民間審査に併せて実施された養成課程より運用を開始した。